

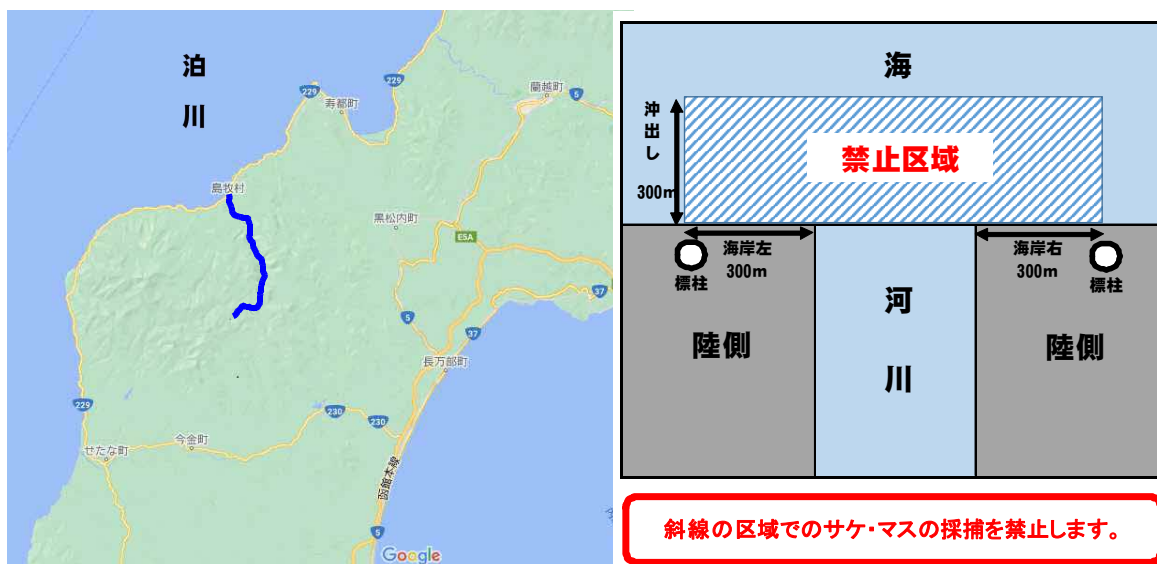
河口付近におけるサケ・マス採捕の禁止について

島牧村の**泊川**河口付近では、5月1日から8月31日までの間、北海道漁業調整規則によりサケ・マスの採捕が禁止されていますが、**サケ・マスの繁殖保護を図るため**、石狩後志海区漁業調整委員会指示により、**毎年9月1日から10月31日までの間、下記の区域においてサケ・マスの採捕が禁止**されています。

大切な水産資源を保護し、育てていくために関係法令や規則を守りましょう。漁業者・遊漁者の皆様のご協力をお願いいたします。

○禁止区域

市町村	河川名	河口及び沿岸		方位（真方位）		沖出し	禁止期間 (委員会指示期間)
		左海岸	右海岸	左方	右方		
島牧村	泊川	300m	300m	344° 00'	344° 00'	300m	5/1~10/31 (9/1~10/31)



<連絡先>

石狩後志海区漁業調整委員会

後志総合振興局産業振興部水産課

住所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

電話 0136-23-1395 (海区)

0136-23-1394 (水産課)